

決議案第1号

愛知県知事解職請求に係る不正署名問題の真相究明を求める決議案

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、
上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和3年3月24日

岩倉市議会議長 梅村均 殿

提出者 岩倉市議会議員

柳谷規子

須藤智子

宮川隆

谷平敬子

愛知県知事解職請求に係る不正署名問題の真相究明を求める決議

昨年8月から行われた愛知県知事解職請求では、県内各市町村の選挙管理委員会に対して約43万5千人分の署名簿（岩倉市3, 114人）が提出されたが、偽造が疑われる署名が多数あることが明らかになってきた。

そのため、愛知県選挙管理委員会が署名簿の内容の調査を実施し、同一人により書かれたと疑われる署名や、選挙人名簿に登録されていない者の署名等が多数見つかри、8割を超える約36万2千人分（岩倉市2, 799人・89.88%）の署名が有効と認められず、本人以外の者によって大量の署名が偽造されたことが明らかになり、2月15日、警察に対して地方自治法違反の疑いで告発状を提出した。

また、解職請求の期間中に多数のアルバイトが動員され、署名簿への書き写し作業を行ったとする組織的な不正も明らかになってきた。

一定数を超える住民の署名により、選挙で選ばれた地方公共団体の議員や長の解職を求める直接請求は、間接民主制を補完する重要な制度であり、不正な署名が行われていたことは、民主主義に対する重大な挑戦であり、その根幹を揺るがすことになり、容認することはできない。

よって、岩倉市議会は、民主主義を守るため、愛知県知事解職請求に係る不正署名問題について、真相究明を徹底して行うことを強く求める。

以上、決議する。

令和3年3月24日

岩倉市議会